

監督署からのお知らせ

日立労働基準監督署管内の労働災害発生状況

日立労働基準監督署管内の平成21年発生の労働災害発生件数（休業4日以上之死傷災害）は11月30日現在で139件と前年同期と比べ44件減と大幅に減少しております。しかしながら、1月に瓦葺替え作業中に屋根からの墜落による死亡災害が発生したほか、有機溶剤による中毒災害、さらに昨年引き続きスレート屋根を踏抜き墜落するという重篤災害が発生した年でもありました。

事業場の皆様には、職場にある危険の芽（リスク）を見つけ出し、それにより起こることが予想される労働災害の重大さからリスクの大きさを見積もり、大きいものから順に対策を講じていただく手法（リスクアセスメント）の導入により災害リスクの低減を図っていただき、危ない作業から安全な作業へと職場の改善を是非ともお願いします。

平成21年労働災害発生状況

平成21年11月30日現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上之死傷災害	死亡災害	休業4日以上之死傷災害
製造業	7 (-1)	659 (-154)	0 (±0)	50 (-18)
建設業	6 (-1)	263 (-42)	1 (+1)	24 (±0)
運輸交通・貨物取扱業	4 (+1)	306 (-59)	0 (±0)	16 (-11)
その他の業種	5 (+1)	842 (-123)	0 (±0)	49 (-15)
合計	22 (±0)	2,070 (-378)	1 (+1)	139 (-44)

() は前年同期との差

平成21年交通労働災害発生状況

平成21年11月30日現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上之死傷災害	死亡災害	休業4日以上之死傷災害
製造業	0 (±0)	3 (-15)	0 (±0)	0 (-4)
建設業	2 (+2)	4 (+1)	0 (±0)	0 (±0)
運輸交通・貨物取扱業	3 (+1)	40 (-4)	0 (±0)	2 (-2)
その他の業種	3 (+1)	94 (-32)	0 (±0)	4 (±0)
合計	8 (+4)	141 (-50)	0 (±0)	6 (-6)

() は前年同期との差

(7) 平成 22 年 1 月 5 日

茨城県の最低賃金が引き上げられました

1 地域別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額 (アップ額)	効力発生年月日	茨城県内の事業場で働くすべての労働者が適用されます。 ただし、下表の特定(産業別)最低賃金が適用される労働者はその最低賃金額が適用されます。
茨城県最低賃金	678円 (+2円)	平成 21.10.8	

2 特定(産業別)最低賃金

産業名	最低賃金額 時間額 (アップ額)	効力発生年月日	備考(適用除外等)
鉄鋼業	785円 (+3円)	平成 21.12.31	手作業による製品の洗浄又は包装の業務に主として従事する者については、茨城県最低賃金を適用する。
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(注1)	772円 (+3円)	平成 21.12.31	次に掲げる業務に主として従事する者については茨城県最低賃金を適用する。 イ 賄いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務 ハ 主に卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学器械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業(注2)	765円 (+3円)	平成 21.12.31	
各種商品小売業	737円 (+3円)	平成 21.12.31	

(注1) この産業名のうち、建設機械・鉱山機械製造業の中の建設用ショベルトラック製造業、及び繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業)同附属品製造業を含むの事業場で働く労働者については茨城県最低賃金が適用されます。

(注2) この産業名のうち、測量機械器具製造業の事業場で働く労働者については茨城県最低賃金が適用されます。

● 下記業種には、平成 11 年 12 月 31 日発効の最低賃金が適用されます。

- 1 一般機械器具製造業のうち包装・荷造機械製造業、産業用ロボット製造業の事業場で働く労働者(下表 ※1)
- 2 電気機械器具製造業のうち電球製造業、医療用電子応用装置製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業、音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業の事業場で働く労働者(下表 ※2)

産業名	日額(円)	時間額(円)	効力発生年月日
一般機械器具製造業 (繊維機械製造業を除く。) ※1	5,805	726	平成 11.12.31
電気機械器具製造業 ※2	5,786	723	平成 11.12.31

※ 次に該当する労働者は、茨城県最低賃金が適用されます。

(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃、片付けの業務に主として従事する者

(注意) 最低賃金に次の賃金は含まれません。

- 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 1 月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- 時間外労働、休日労働に対する賃金及び深夜労働における割増部分の賃金

この表の金額未満で労働者を使用した場合、最低賃金法違反となりますのでご注意ください。

※ 比較計算式は以下のとおりです。

月給制の場合 : 月給額 × 12 ヶ月 / 年間総所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)

日給制の場合 : 日給額 / 1 日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)

詳細については、茨城労働局のホームページをご覧ください。 <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/>

「時間外労働の限度に関する基準」が改正されました

平成 22 年 4 月 1 日以降に労使で特別条項付き 36 協定を結ぶ際には、新たに、

- 1 限度時間を超えて働かせる一定の期間(1日を超え3ヶ月以内の期間、1年間)ごとに、割増賃金率を定めること
 - 2 1の率は、法定割増賃金率(2割5分以上)を超える率とするよう努めること
 - 3 そもそも延長することができる時間数を短くするよう努めること
- が必要になります。

「時間外労働の限度に関する基準」の概要は？

労働基準法で労働時間は1週 40 時間、1日 8 時間までと定められています。これを超えて法定時間外労働を行わせるためには、労使で時間外労働協定(36 協定)を締結し、これを労働基準監督署に届け出る必要があります。

36 協定では①1日、②1日を超え3ヶ月以内、③1年間のそれぞれについて、延長することができる時間を労使で協定しなければなりません。このうち②、③の延長時間については「時間外労働の限度に関する基準」において一定の限度時間が定められています。(右表参照)

期間	限度時間	限度時間※
1週間	15時間	14時間
2週間	27時間	25時間
4週間	43時間	40時間
1ヶ月	45時間	42時間
2ヶ月	81時間	75時間
3ヶ月	120時間	110時間
1年間	360時間	320時間

※1年単位の変形労働時間制の場合

特別条項付き 36 協定とは？

臨時的に、上記の限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合には、「特別条項付き 36 協定」を結ぶことにより、限度時間を超える時間を延長時間とすることが出来ます。

特別条項付き 36 協定では、

◇原則としての延長時間(限度時間以内の時間)

◇限度時間を超えて時間外労働を行わせなければならない特別の事情

◇一定時間途中で特別の事情が生じ、原則としての延長時間を延長する場合に労使がとる手続き

◇限度時間を超える一定の時間

◇限度時間を超えることができる回数

を定める必要があります。

特別条項の一般的な例としては、

一定期間についての延長時間は1ヶ月45時間、1年360時間とする。

ただし、通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひっ迫したときは、労使の協議を経て、6回を限度として1ヶ月60時間まで延長することができ、1年450時間まで延長することができる。

平成 22 年 4 月 1 日以降は

今回の改正により、平成 22 年 4 月 1 日以降に特別条項付き協定を締結する場合には、上記に加えて、限度時間を超えて働かせる一定の期間ごとに、割増賃金率を定めて協定し36協定に記載、労働基準監督署に届け出る必要があります。具体的な例としては、次のようになります。

一定期間についての延長時間は1ヶ月45時間、1年360時間とする。

ただし、通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひっ迫したときは、労使の協議を経て、6回を限度として1ヶ月60時間まで延長することができ、1年450時間まで延長することができる。

この場合の割増賃金率は、1ヶ月45時間を超えた場合は30%、1年360時間を超えた場合には35%とする。

なお、上記の改正点については限度時間にかかる基準の適用が除外されている事業又は業務(自動車運転の業務等)については適用されません。

詳細は日立労働基準監督署(0294-22-5187)へお問い合わせください。

